

○千葉県排水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例（平成24年3月23日条例第1号）

（趣旨）

第一条 この条例は、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号。以下「施行規則」という。）第九条第二号及び第五号の規定により、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定による排水（法第二条第六項に規定する排水をいう。以下同じ。）及び特定地下浸透水（法第二条第八項に規定する特定地下浸透水をいう。以下同じ。）の汚染状態の測定について、施行規則第九条第一号及び第四号に規定する測定の回数より多い回数を定めるものとする。

（測定回数）

第二条 施行規則第九条第一号の規定により一年に一回以上測定を行うこととされた事項に係る法第十四条第一項の規定による排水の汚染状態の測定（一日当たりの平均的な排水の量が三十立方メートル以上の法第二条第六項に規定する特定事業場に係るものに限る。）の回数は、三箇月に一回以上とする。

2 施行規則第九条第四号の規定により一年に一回以上測定を行うこととされた有害物質に係る法第十四条第一項の規定による特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数は、三箇月に一回以上とする。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。